また、処分の取消しの訴えは、行政事件訴訟法（昭和三十七年法律第百三十九号）の定めるところにより、この処分を知った日の翌日から起算して六ヶ月以内に、国を被告として（訴訟において国を代表する者は法務大臣となります。）、提起することができます（なお、処分を知った日の翌日から起算して六ヶ月以内であっても、処分の日から一年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。

氏名（生年月日）	旅券申請上の住所	返納すべき旅券		返納理由
		旅券番号（発行年月日）	名義人	
西澤　健司（昭和三六年四月七十日生）	東京都青梅市野上町	Ｔ三四八九一八五（二〇一〇年十二月三日）	西澤　健司	平成二十三年十月十三日、立川市内において強盗致傷事件の発生後、捜査本部から逮捕状が発付された被疑者として指名手配された。
平田　稔（平成二十年一月六日生）	東京都豊島区南池袋	Ｔ三〇四七〇八六（二〇一〇年七月六日）	平田　稔	平成二十三年九月九日、東京地方裁判所において、逮捕監禁罪により懲役三年の実刑判決を言い渡され、同日、同裁判所において、同判決に対する控訴の申立てをしたが、同控訴について控訴棄却の決定がされ、同決定に対する上告の申立てをしたが、同上告について上告棄却の決定がされたことにより、同判決が確定した。
廣畑　俊久（昭和二十四年四月十日生）	東京都板橋区相生町	Ｔ二〇一五二八一二九（二〇一〇年三月十九日）	廣畑　俊久	平成二十三年九月二十二日、東京地方裁判所において、逮捕監禁罪により懲役三年の実刑判決を言い渡され、同日、同裁判所において、同判決に対する控訴の申立てをしたが、同控訴について控訴棄却の決定がされたことにより、同判決が確定した。

労　働

最低賃金の改正決定に関する公示

千葉労働局最低賃金公示第２号

最低賃金法（昭和34年法律第137号）第15条第２項の規定に基づき、千葉県鉄鋼業最低賃金（平成20年千葉労働局最低賃金公示第７号）の一部を次のように改正する決定をしたので、同法第19条第１項の規定により公示する。

平成 23 年 10 月 26 日

千葉労働局長　永山　寛幸

第４号中「１時間846円」を「１時間850円」に改める。

附　則

この決定は、平成23年12月25日から効力を生ずる。

千葉労働局最低賃金公示第３号

最低賃金法（昭和34年法律第137号）第15条第２項の規定に基づき、千葉県各種商品小売業最低賃金（平成20年千葉労働局最低賃金公示第８号）の一部を次のように改正する決定をしたので、同法第19条第１項の規定により公示する。

平成 23 年 10 月 26 日

千葉労働局長　永山　寛幸

第４号中「１時間782円」を「１時間788円」に改める。

附　則

この決定は、平成23年12月25日から効力を生ずる。

大阪労働局最低賃金公示第７号

最低賃金法（昭和34年法律第137号）第15条第２項の規定に基づき、大阪府自動車・同附属品製造業最低賃金（平成20年大阪労働局最低賃金公示第６号）の一部を次のように改正する決定をしたので、同法第19条第１項の規定により公示する。

平成 23 年 10 月 26 日

大阪労働局長　西岸　正人

第４号中「１時間829円」を「１時間833円」に改める。

附　則

この決定は、平成23年11月30日から効力を生ずる。

兵庫労働局最低賃金公示第６号

最低賃金法（昭和34年法律第137号）第15条第２項の規定に基づき、兵庫県輸送用機械器具製造業最低賃金（平成20年兵庫労働局最低賃金公示第４号）の一部を次のように改正する決定をしたので、同法第19条第１項の規定により公示する。

平成 23 年 10 月 26 日

兵庫労働局長　白川　欽也

第４号中「１時間869円」を「１時間872円」に改める。

附　則

この決定は、平成23年12月１日から効力を生ずる。

兵庫労働局最低賃金公示第７号

最低賃金法（昭和34年法律第137号）第15条第２項の規定に基づき、兵庫県自動車小売業最低賃金（平成20年兵庫労働局最低賃金公示第２号）の一部を次のように改正する決定をしたので、同法第19条第１項の規定により公示する。

平成 23 年 10 月 26 日

兵庫労働局長　白川　欽也

第４号中「１時間811円」を「１時間815円」に改める。

附　則

この決定は、平成23年12月１日から効力を生ずる。

公　告

諮　事　項

証 票 無 効

○　所得税、法人税、消費税、地方消費税（譲渡割）及び印紙税に関する質問検査章

平成22年７月26日交付　第2869号

福山税務署　財務事務官　秋尾慎太郎　名義分

平成23年９月７日亡失

上記のとおり証票亡失の届出があったので、亡失の日以降無効とする。

平成 23 年 10 月 26 日　国　税　庁

○　徴収職員証票、国税収納官吏章、歳入歳出外現金出納官吏章

平成23年７月15日交付　第23―011号

高松税務署　財務事務官　福原　隆幸　名義分

平成23年９月22日亡失

上記のとおり証票亡失の届出があったので、亡失の日以降無効とする。

平成 23 年 10 月 26 日　国　税　庁

相続財産管理人の選任

次の被相続人について、相続人のあることが明らかでないので、その相続財産の管理人を次のとおり選任した。

平成２３年（家）第７０６２６号

大阪府摂津市千里丘東４丁目１番16号

申立人　古谷　邦雄

本籍大阪市生野区生野田島町４丁目191番地、最後の住所大阪府吹田市江坂町２丁目28番14号、死亡の場所大阪市北区、死亡年月日平成23年３月20日、出生の場所大阪市東成区、出生年月日昭和11年７月16日、職業不詳

被相続人　亡　伊藤　鈴子

事務所大阪市中央区難波３丁目７番12号ＧＰ・ＧＡＴＥビル７階

相続財産管理人　弁護士　塩路　広海

大阪家庭裁判所

平成２３年（家）第７０６６７号

大阪府八尾市南木の本３丁目19番地の25

申立人　岡村　　正

本籍大阪府東大阪市永和２丁目３番地、最後の住所大阪府東大阪市小阪１丁目10番31号ユニ小阪507号、死亡の場所大阪府東大阪市、死亡年月日推定平成23年６月16日、出生の場所三重県津市、出生年月日昭和18年10月25日、職業無職

被相続人　亡　岡村　仁彦

事務所大阪府大阪市北区西天満３―14―16西天満パークビル３号館３階

相続財産管理人　弁護士　藪下　富紀

大阪家庭裁判所

平成２３年（家）第７０８３８号

大阪市中央区南本町４丁目３番６号

申立人　大阪府中小企業信用保証協会

本籍大阪市中央区心斎橋筋１丁目43番地、最後の住所大阪市西区京町堀１丁目15番２―2302号、死亡の場所大阪市阿倍野区、死亡年月日平成22年２月４日、出生の場所奈良県北葛城郡高田町、出生年月日昭和19年６月２日、職業不詳

被相続人　亡　榊　　隆司

事務所大阪市北区西天満６丁目１番２号千代田ビル別館９階

相続財産管理人　弁護士　成田由岐子

大阪家庭裁判所